

資料

岐阜県水源地域保全条例について

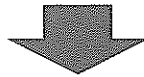
令和元年度
瑞浪市林業懇談会

令和元年12月26日(木) 10時00分～
瑞浪市西分庁舎1階会議室

岐阜県治山課水源林保全係

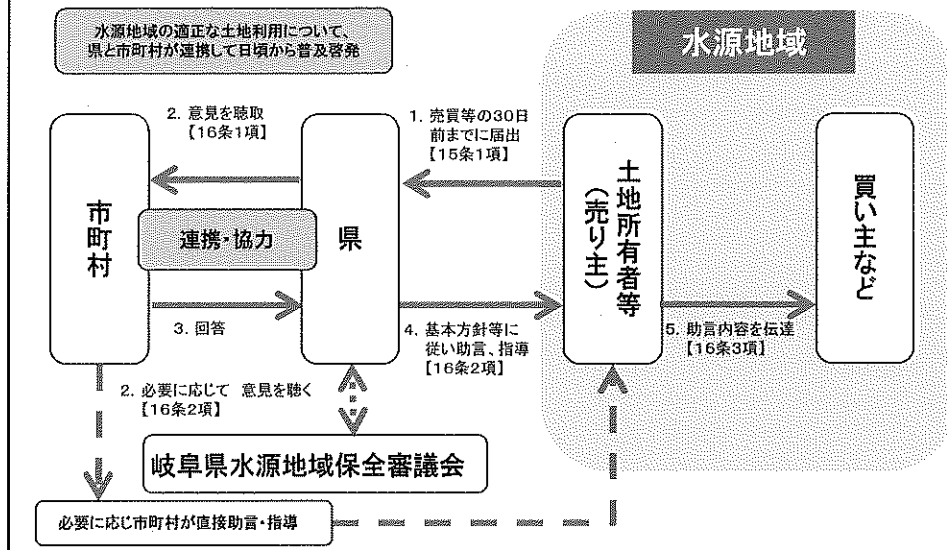
条例制定の契機・目的

- 外国資本等による森林買収問題を念頭に
岐阜県の豊かな水を後世に引き継ぐため



- 平成25年 3月26日 「岐阜県水源地域保全条例」を公布
- 平成25年 4月 1日 「岐阜県水源地域保全条例」を施行
- 平成25年10月 1日 「条例」に基づく事前届出制度の開始

事前届出・助言等の流れ



届出は適正に行われていますか。

- ・水源地域の位置を認識し、水源地域内の伐採・開発の計画等の動向に留意しましょう。
- ・水源地域内の伐採・開発の計画は、所有権等の権利の移転・設定を伴っていませんか。
- ・森林法では森林所有者の変更があった場合は、事後に届が必要でです。水源地域内で相続以外で森林所有者の変更があった場合は、条例の届出が必要でなかったか、確認をお願いします。

問合せ

岐阜県林政部治山課 水源林保全係 木村

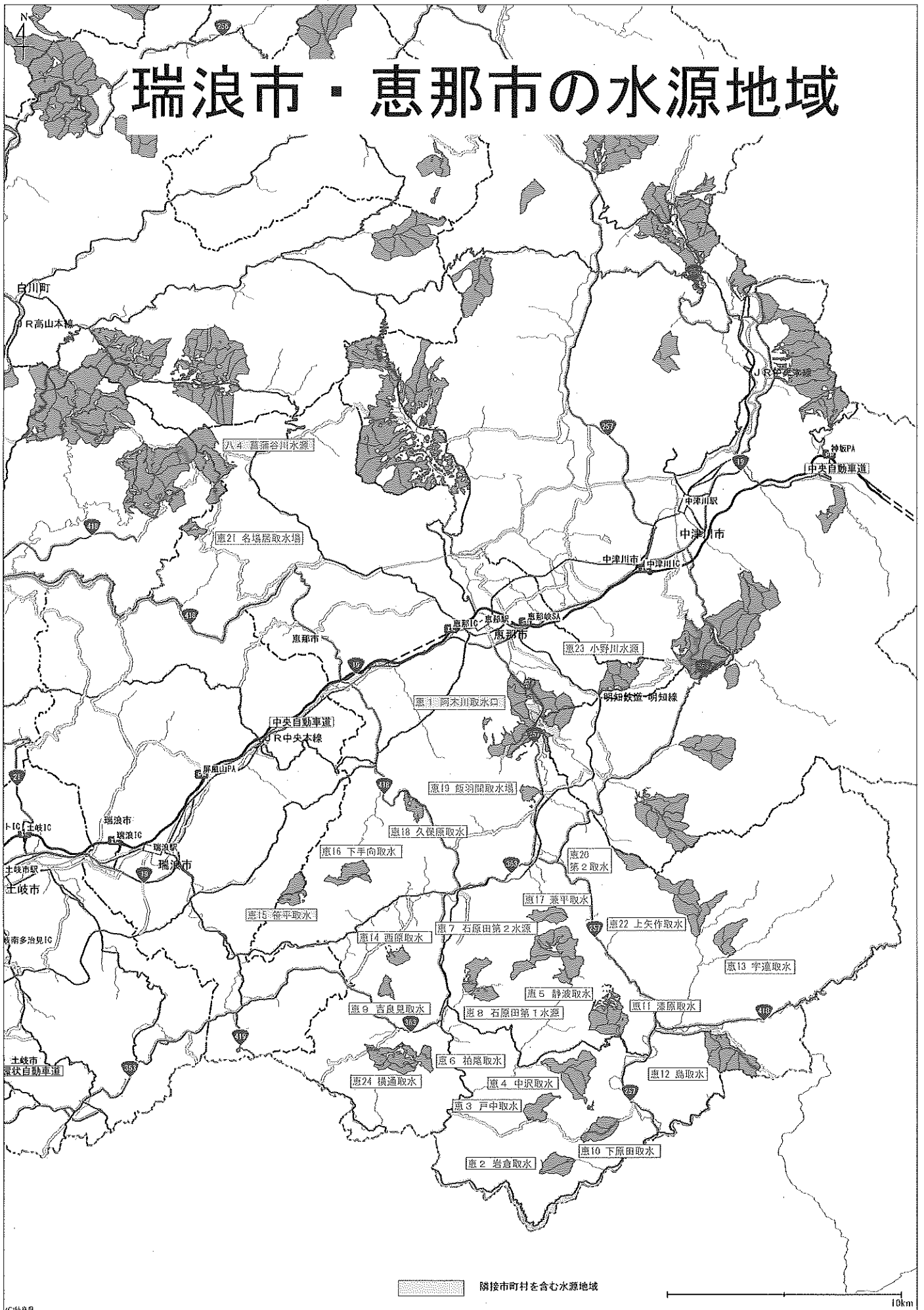
〒500-8570 岐阜市鼓田南2-1-1

電話 058-272-8496 (直通) / FAX 058-278-2707

メール c11519@pref.gifu.lg.jp



瑞浪市・恵那市の水源地域

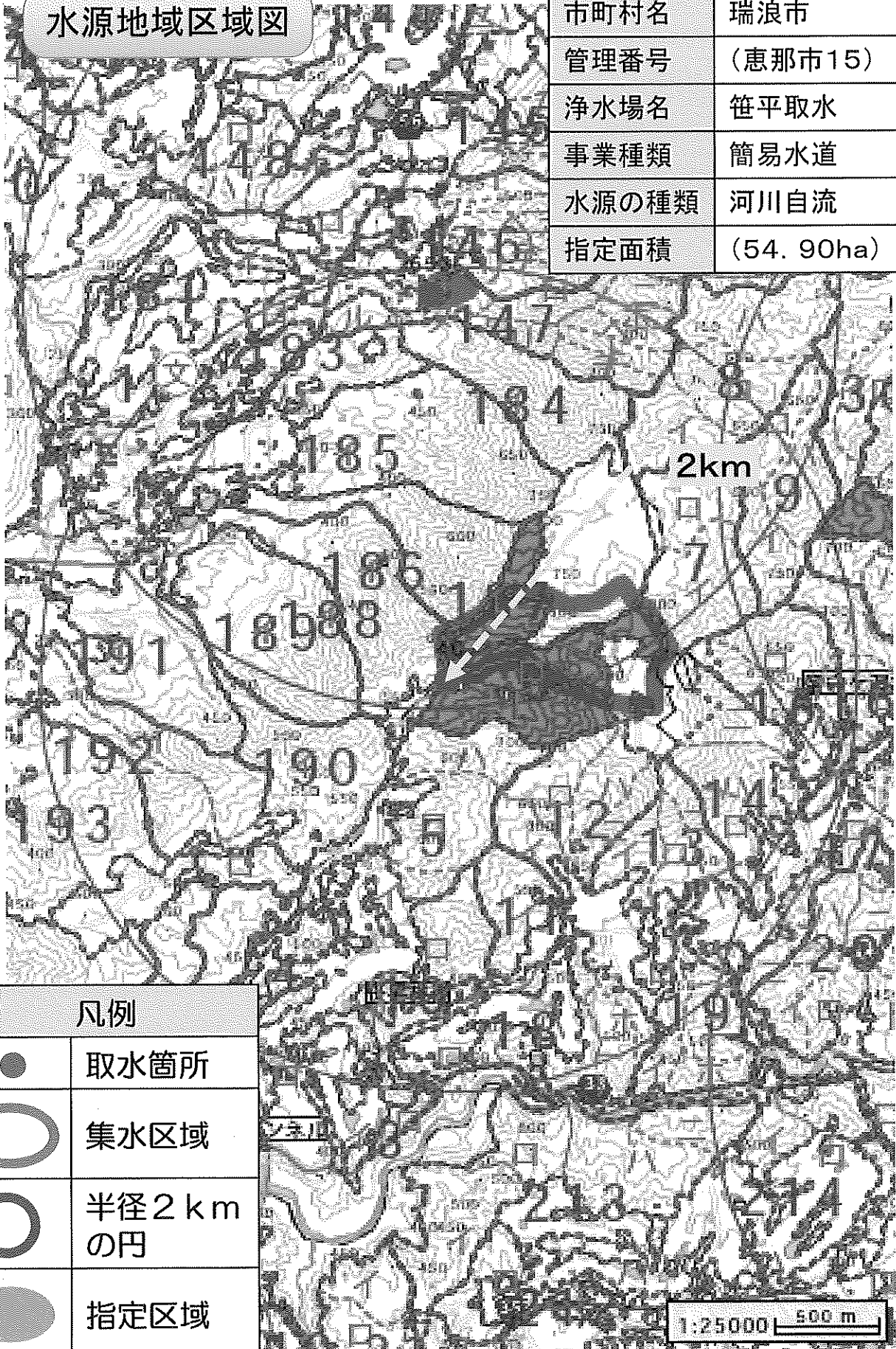


隣接市町村を含む水源地域

10km

水源地域区域図

市町村名	瑞浪市
管理番号	(恵那市15)
浄水場名	笹平取水
事業種類	簡易水道
水源の種類	河川自流
指定面積	(54.90ha)



凡例	
●	取水箇所
○	集水区域
○	半径2 km の円
●	指定区域

瑞浪市水源地域一覧

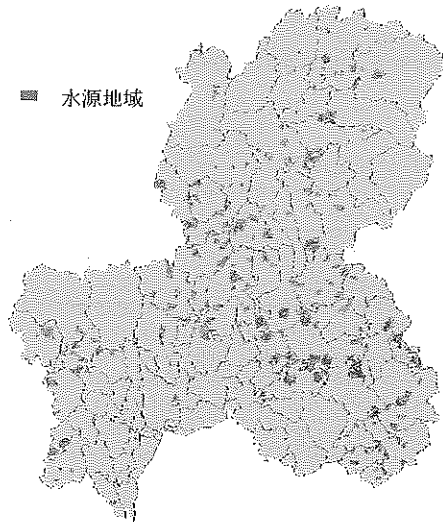
●取水箇所が隣接する市町村に所在する水源地域

番号	名称	指定面積	旧市町村	指定林班	大字	字
(恵那市 15)	笹平取水	55ha	山岡町	6	山岡町田代	奥小屋 笹平 桧ヶ峯
			瑞浪市	187	稲津町萩原	黒ノ田 小松ヶ洞

※取水箇所及び指定面積は、恵那市として、取り扱います。

岐阜県水源地域保全条例

水源地域内の土地売買等を行う場合には 事前の届出が必要です



指定市町村 22 市町村

指定箇所 252 か所

指定面積 約5万2千ha

<指定市町村>

岐阜市・大垣市・高山市・関市・中津川市・美濃市・
恵那市・美濃加茂市・山県市 飛騨市・郡上市・下呂
市・海津市・関ヶ原町・揖斐川町・七宗町・八百津
町・白川町・東白川村・白川村・(取水地点上流：瑞
浪市・川辺町) R元、9月現在

《事前届出制度》

●届出の対象となる土地 指定した水源地域内の土地

※指定区域を示した「水源地域区域図」は、県庁治山課、各農林事務所、関係市役所・町村役場に備置
いてあります。また県ホームページの「岐阜県水源地域保全条例について」で区域、大字・字情報が確
認できるほか、「ぎふ ふおれナビ」でも区域が確認できます。

岐阜県水源地域保全条例

検索

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/chisan/11519/index_44477.html

岐阜県庁公式ホームページ→産業・農林水産観光→森林・林業・木材産業→治山→岐阜県水源地域保全条例について→
水源地域の指定区域→ぎふ「ふおれナビ」へGO→利用規約に同意する→表示切替欄の□水源地域区域図にチェック→住所
一覧等から場所を検索する

●届出の対象となる行為 所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移 転又は設定に係る契約を締結する場合（相続は除く）

●届出者 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売り主）

●届出時期 契約をしようとする30日前まで

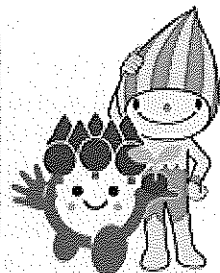
※届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合、勧告・公表・5万円以下の過料が科せられます。

清流の国ぎふ

清流の国ぎふ憲章

～豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国～
「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、
知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます
創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます
伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます
平成26年1月31日「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

清流の国ぎふ
森林・環境税
を使って「清流の国
ぎふ」の豊かで清ら
かな水を育む森林を
守っています。



岐阜県



土地の所有権等の移転等の届出書

令和元年10月10日

岐阜県知事 様

所有権など土地に関する権利を現在持っている方が届出者となります。

届出者 住所 岐阜市藪田南×-×-×
氏名 岐阜 太郎
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 058-272-××××

土地の所有権等の移転又は設定をする契約を締結したいので、岐阜県水源地域保全条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約当事者に関する事項

Table with 4 main rows: 1. Transferor/Setting person details (Address, Name, Phone, Industry). 2. Recipient/Setting person details (Status, Address, Name, Phone, Industry). 3. Contract rights type (Ownership, Lease, etc.). 4. Contract conclusion date.

2 土地に関する事項

Table with 3 columns: 1. Registered land location (岐阜県郡上市八幡町初音×-×-×). 2. Registered land purpose (山林). 3. Registered area (1,800 m²). Includes a summary row and a row for land use status.



*届出書は以下の書類を添付し3部提出して下さい。
・位置図(縮尺概ね5万分の1以上)
・平面図(縮尺概ね5千分の1以上)
・当該土地の所有権等を有することを証する書面の写し(登記事項証明書等)

届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外〇筆(別紙記載)」として記載の上、別紙を添付してください。

※届出書の様式は、岐阜県ホームページ「水源地域保全条例」の欄にあります。

〇提出先・問合せ先(県庁治山課または、水源地域所管の農林事務所へ提出してください。)

Table with 3 columns: 機関名 (Agency Name), 住所 (Address), 電話番号(内線) (Phone Number). Lists various agricultural offices across岐阜県.